

「児童福祉司」資格要件調査票

氏名	
----	--

該当するものに○をつけること(複数回答可)
※1～27のいずれか1項目に該当する必要があります。

項目	該当済み	該当見込み	
1 社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設において二年以上主として児童の福祉に係る相談援助業務に従事した者(*1)			従事先 従事内容
2 社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設において二年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者(1に掲げる者を除く。)(*1)			従事先 従事内容
3 指定施設において四年以上主として児童の福祉に係る相談援助業務に従事した者(*1)			従事先 従事内容
4 保育士として、保育所、幼保連携型認定こども園その他これらに準ずる施設において四年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者(*1)			従事先 従事内容
5 国立障害者リハビリテーションセンター学院児童指導員科(旧・国立秩父学園付属保護指導職員養成所養成部児童指導員科)を卒業した者			
6 国立武蔵野学院付属人材育成センター養成部(旧・国立武蔵野学院付属児童自立支援専門員要請所養成部)を卒業した者			
7 上智社会福祉専門学校社会福祉士・児童指導員科を卒業した者			
8 全国社会福祉協議会中央福祉学院児童福祉司資格認定通信課程を修了した者			
9 大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設(※2)において一年以上相談援助業務(※3)に従事した者			大学名 学科名 従事先 従事内容
10 医師			
11 社会福祉士			
12 精神保健福祉士			
13 公認心理師			
14 社会福祉主事(※4)として、2年以上児童福祉事業に従事した者(*2)			従事先 従事内容
15 大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において一年以上相談援助業務に従事した者			大学院名 研究科名 従事先 従事内容
16 大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において一年以上相談援助業務に従事した者			大学院名 研究科名 従事先 従事内容
17 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において一年以上相談援助業務に従事した者			大学名 学科名 従事先 従事内容
18 社会福祉士試験に合格した者		○	
19 精神保健福祉士試験に合格した者			
20 保健師であって、指定施設において一年以上相談援助業務に従事した者(*3)			従事先 従事内容
21 助産師であって、指定施設において一年以上相談援助業務に従事した者(*3)			従事先 従事内容
22 看護師であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事した者(*3)			従事先 従事内容
23 保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある児童相談所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事した者(*3)			従事先 従事内容
24 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する普通免許状を有する者であって、指定施設において一年以上(同法に規定する二種免許状を有する者については2年以上)相談援助業務に従事した者(*3)			資格名 従事先 従事内容
25 社会福祉主事たる資格を得た後に、社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間と、児童相談所の所員として勤務した期間の合計が2年以上である者(*3)	○		従事先 ●●児童相談所 従事内容 相談援助業務
26 社会福祉主事たる資格を得た後に、3年以上児童福祉事業に従事した者(*3)			従事先 従事内容
27 児童指導員であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事した者(*3)			従事先 従事内容

私は児童福祉法第13条3項第 9 号に該当しています。

私は児童福祉法第13条3項第 9 号に該当見込みです。